1A287

非日常慣用物品の使用が可能となった観念失行の一例

聖マリアンナ医科大学病院　リハビリテーション部
能登真一、毛利史子、網本　和(RPT)
昭和大学医療短期大学　二木淑子

〈はじめに〉山鳥によれば、観念失行は日常慣用物品の使用障害であり日常生活に影響を与える高次脳機能障害の一つとされている。そのため作業療法の観点からは動作の簡略化や環境の調整といったアプローチが試みられている。また非日常慣用と考えられる物品の使用については、日常慣用の物品以上に困難な場合が多い。今回我々は観念失行患者に対し、非日常慣用と考えられる物品を用いその使用行為の学習が可能かどうかについてシングルケースデザインで検討したので報告する。

〈症例〉N．U．69歳，男性，右利き，能楽師
現病歴：平成9年10月11日、着物がたためない、歌が歌えないことで脳梗塞を発症し、当院入院となった。MRIのFRAIR画像にて、左頭頂葉および両側深部白質に高信号域を認めた。
神経学的所見：意識は清明。右片麻痺は発症時には、Brunnstrom stageで上肢Ⅵ、下肢Ⅳであったが、約1ヶ月で改善した。1ヶ月後の標準上肢機能検査は、右86点、左87点と左右差を認めなかった。
神経心理学的所見：失語は伝導失語に近い非定型失語であり、今回の研究を行っていく上で支障は無かった。立方体の図形の模写は良好であった。Kohs立方体テストによるIQは48であった。
失行症状：道具の呼称や道具使用のパントマイムは、失語症の影響で不可能な項目もあったが、道具の対象物とのマッチングは可能で、動作の模倣も保たれていた。実際の道具の使用場面では、ホッチキスの持ち方が逆さま、ドライバーは柄とは反対の先の方を持つ、金槌は鋸のように前後に引いて使うなどした。系列動作ではお茶を入れる動作で混乱し工程の順序を誤った。

〈方法〉木材に穴をあけるという用途が同じで、運動が異なる木工用のハンドドリルとクリックハンドル（図1）の使用について前者を治療的介入あり、後者を治療的介入無しのコントロールとして比較した。ハンドドリルは、介入期に使用説明書を用いて訓練した。使用説明書はドリルの持ち方や対象物への当て方などを示した写真を手順通りに並べ、さらにハンドルを回す方向を矢印で示したり、「回す」などの動作指示を文字で説明したものである。一方、クリックハンドルは使用説明書を用いないばかりか手がかりや指示を全く与えずに評価した。毎回のそれぞれの反応を誤反応、躊躇反応、正反応の3段階に分類し経過を追った。訓練は発症後約1年の時点から開始し、1週間に1回の割合で外来にて施行した。

〈結果〉訓練の経過を図2に示す。ハンドドリル、クリックハンドルともベース期には無反応であったり、把持形態の誤りや錯行為が出現し全く使用不可能であった。ハンドドリルは使用説明書を手がかりに徐々に使用が可能となっていった。訓練開始5日目には写真や指示なしに使用が可能となった。一方、クリックハンドルはハンドドリルの治療介入時点では使用不可能であったが、ハンドドリルのフォローアップ時には手がかりなしに使用可能となった。

〈考察〉Ochipaらは観念失行を道具の使用についての知識の喪失として考え、田辺らは物品そのものについての意味記憶および手続き記憶の障害として捉えている。また観念失行に対する治療については、種村が認知神経心理学の立場から視覚・物体入力を利用した訓練の有効性を指摘している。

今回我々の行った非日常慣用物品の使用法の獲得は、使用説明書という視覚入力の利用により失われた物品の使用についての知識や物品そのものの意味記憶を意味システムとして補い、それを再学習させることで可能になったと考えられた。さらに学習された行為は目的の近い使用行為への般化が起こりうることが示唆されたが、般化については運動が同じで用途の違う物品などでの検討が今後必要と考えられた。

図1．ハンドドリルとクリックハンドル

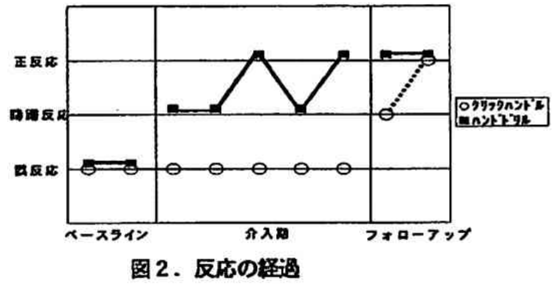

図2．反応の経過